

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年7月19日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和元年7月19日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

L A Z O表参道

鹿児島市東千石町19番1号 外16筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年2月19日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。

(2) 防犯及び安全対策について

駐車場の位置及び収容台数の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

(3) 駐車・駐輪場について

ア 収容台数を変更しようとする場合は、鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第8条第2項の規定に基づき届出を行うこと。

イ 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

(4) 建物について

建築基準法及び関係規定を遵守すること。